

諮問番号：行政不服審査諮問第15号

答申番号：川情審査行服答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が令和元年6月20日付けで審査請求人〇〇〇〇氏（以下「請求人」という。）に対して行った延滞金減免申請却下処分（以下「本件処分」という。）について請求人が同年8月22日付けで提起した審査請求（令和元年（審）第4号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 本件審査請求に至るまでの経緯

- 1 請求人は、平成31年4月26日時点において、平成20年度から平成27年度までにおける固定資産税、市県民税及び国民健康保険税を滞納していた。そのうち、国民健康保険税とその滞納に伴う延滞金とを併せた額の合計（以下「本件滞納」という。）は3,922,400円であった。
- 2 請求人は、令和元年5月10日、本件滞納のうち国民健康保険税分の全額2,119,700円を納付した。請求人は、同日、処分庁に対し本件滞納のうち延滞金について減免を希望する旨を伝えた。
- 3 請求人は、令和元年6月13日、川口市税規則（以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、処分庁に対し、本件滞納における延滞金の減免の申請（以下「本件申請」という。）を行った。
- 4 処分庁は、本件申請における申請の理由は、地方税法（以下「法」という。）第723条第2項の規定に基づき規則第21条で定められている延滞金の減免事由のいずれにも該当しないと判断し、令和元年6月20日付けで本件申請を却下する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 請求人は、本件処分を不服として、令和元年8月22日付けで本件処分の取

消を求める趣旨の審査請求（本件審査請求）を行った。

第3 請求人の主張

- 1 本件処分は、上司の意思決定を経ることなく処分庁職員の判断で行われたものであるから、不当な処分である。
- 2 本件申請において提出した添付書類のうち、平成30年度の支出分に不足があったので、本件処分のやり直しを求める。
- 3 処分庁において公印の管理が適切になされておらず、本件処分の事務手続が適正に行われていない。
- 4 延滞金減免（申請却下）通知書に添付されていた滞納証明書の合計金額について、当初誤った金額が記載されていた。このことは、処分庁の故意による不適切な事務である。請求人が保有していた正しい金額が記載された滞納明細書を、窓口で受領した職員がシュレッダーで処分した。このことは、証拠隠滅行為であるとともに、処分庁の行為が故意であったことを裏付けるものである。
- 5 本件処分に先んじて、平成28年8月5日付けで請求人が申請した徴収猶予の申請に関連してなされた換価の猶予の決定について、申請から処分まで約8か月の期間を要したが、その間も延滞金が課されていることは不当である。
- 6 審査請求書の提出に際して、処分庁職員から、市役所の弁明や主張が認められない場合には最終的に裁判に持ち込む旨の発言があった。請求人は、当該発言により精神的な圧力を受け、審査請求書の提出を不当に妨げられた。
- 7 処分庁の保健部長は、請求人に対し、平成29年3月28日付けで特別債権回収室が請求人に行った換価の猶予の処分について、請求人は換価の猶予の要件を具備していない旨の発言をした。当該発言は、処分庁において換価の猶予を認めない風潮があったことを示すものであり、不適切である。
- 8 請求人が置かれている状況は、国税徴収法上のいわゆる「細々停止」の要件のいずれにも当てはまることから、滞納処分の停止が妥当であるとともに、延滞金の支払いにおいても停止となることが相当であり、処分庁の判断は不当で

ある。

第4 処分庁の主張

- 1 延滞金減免の可否については、規則第21条のいずれかの事由に該当するかどうかで判断すべきであるが、請求人からは、自身の家庭及び自身が営む個人タクシー事業に関する事情が挙げられている。しかし、処分庁においては、以下の理由により、これらの事情は同条第2号及び第3号の減免事由には該当しないと判断したものであり、本件処分は適正に行われていたと言えるから、請求人の主張は認められない。

(1) 規則第21条第2号該当性

同条の規定は「納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病にかかり、又は死亡したために多額の出費を要し、生活が困難であると認められる場合」であるところ、請求人は、平成20年から平成30年までの間における家庭の事情、具体的には、長男の薬物依存並びにこれに伴う交通事故及び傷害事件の賠償により生活が困難であったと主張した。

しかし、請求人が提出した資料によれば、長男は少なくとも平成25年9月18日から別世帯であった。加えて、生活保護を受給するとともに、平成26年1月29日には破産手続が終了した事実も認められた。以上により、処分庁は、長男は規則第21条第2号の「納税者と生計を一にする親族」に該当するものではないと判断したものである。

(2) 規則第21条第3号該当性

同条の規定は「納税者又は特別徴収義務者がその事業について甚大な損害を受けた場合」であるところ、請求人は、自身が営む個人タクシー業における営業中の事故等により甚大な損害を受けたと主張した。

規則第21条第3号の「その事業について甚大な損害を受けた場合」については、国税通則法基本通達第46条関係納税猶予の要件等第2項の猶予事業上の著しい損害11の2に準じ、猶予期間の始期の前日以前1年間の損益

計算において、調査期間の直前の1年間の税引前当期純利益の額の2分の1を超えて税引前当期純損失が生じていると認められる場合が該当し得ることとされている。請求人が提出した平成30年分と平成29年分の青色申告決算書によれば、税引前当期純利益の額を比較しても上記の場合には該当しない。

このことから、処分庁においては、請求人が主張する内容は規則第21条第3号の「その事業について甚大な損害を受けた場合」には該当しないと判断したものである。

- 2 請求人は、本件処分が上司の意思決定を経ることなく処分庁職員の独断で行われたものであるから不当であると主張する。しかし、本件処分は、川口市事務決裁規程の規定に基づき、課長を決裁権者としてなされた適正な処分であるから、請求人の主張は認められない。
- 3 請求人は、処分庁において公印の管理が適切になされておらず、本件処分の事務手続も適正に行われていないと主張する。しかし、延滞金減免却下通知書に用いる「川口市長の印（国保収納専用）」は、公印の管理者である国保収納課長が指定した公印取扱者が所定の場所に保管している。そのため、当該公印は、所定の決裁を経なければ使用することはできない。よって、請求人の主張には理由がない。
- 4 請求人は、審査請求書の提出の際における処分庁職員の発言により、精神的な圧力を受けて審査請求書の提出を不当に妨げられたと主張する。しかし、処分庁職員が請求人に伝えた内容は、「審査請求における審査庁の裁決の内容如何により、裁判に至る可能性がある」との趣旨に過ぎない。よって、当該発言には、請求人が主張するような精神的圧力を与える意図は存在しない。
- 5 請求人は、処分庁の保健部長が、処分庁において換価の猶予を認めない風潮があることを示す発言をしており、不適切であると主張する。しかし、そもそも、処分庁職員と請求人が、換価の猶予について話をした事実はないから、請

求人主張は認められない。

- 6 以上のとおり、本件処分及び本件処分に至るまでの過程に違法又は不備な点はない。請求人の主張はいずれも理由がなく認められないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 審理員意見書の理由の要旨

- 1 本件処分に至るまでの経緯について、認定される事実は次のとおりである。

- (1) 本件滞納の内訳は、次のアイのとおりであった。

ア 国民健康保険税（平成22年度1期～平成26年度8期）

合計2,119,700円

イ 延滞金（平成20年度4期～平成26年度8期）

合計1,802,700円

- (2) 処分庁は、令和元年6月26日付けで、請求人宛てに「国民健康保険税納付書の送付について」の文書を送付した。その際、当該文書には、延滞金分1,966,100円が未納である旨の延滞明細書が添付されていたが、当該未納額は、請求人が換価の猶予の決定を受けていた期間に係る延滞金の減額が正しく適用されていないものであった。

- (3) 請求人は、令和元年7月1日、上記(2)の滞納明細書の未納額の誤りについて指摘した。請求人から指摘を受けた処分庁は、延滞金の未納額を再度計算し、同月2日、請求人に対し、未納額を1,810,500円とする延滞明細書を送付した。

2 本件処分の適法性について

- (1) 法第723条第2項によれば、国民健康保険税の納税義務者が納期限までに税金を納付しなかったことにつき、やむを得ない事由があると認められる場合においては、地方公共団体の長は、滞納により加算される延滞金を減免することができることとされている。

次に、国民健康保険税の賦課徴収については、規則第80条により、法、

条例その他特別の定めがある場合を除き、規則の例によることとされている。そして、市長が認める延滞金の減免事由は、規則第21条各号に定められている。

(2) 請求人は、自身の家庭の状況について、生活が困難であったこと及び自身が営む個人タクシー事業の経営状況について、甚大な損害を受けたことを理由として、本件処分は違法な処分であると主張する。

ア 規則第21条第2号は、減免事由として、「納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病にかかり、又は死亡したために多額の出費を要し、生活が困難であると認められる場合」を規定している。

請求人は、長男の薬物依存及びこれに伴う交通事故や傷害事件による賠償の支払等によって生活が困窮しており、同号の減免事由に該当すると主張する。

しかし、請求人が提出した資料によれば、請求人の長男は世帯主として練馬区に居住し、平成25年9月2日から生活保護を受給していることが認められる。かかる事実は、規則で定める「納税者と生計を一にする親族」に請求人の長男が該当しないことを示すものであるから、請求人の主張は認められない。

イ 規則第21条第3号は、減免事由として、「納税者又は特別徴収義務者がその事業について甚大な損害を受けた場合」を規定している。

請求人は、自身が営む個人タクシー業において、故障や営業中に発生した事故による修理費用等の支出の増大、休業に伴う売上の減少などがあり、当該事業につき甚大な損害を受けているのであるから、同号の減免事由に該当すると主張する。

これに対し、処分庁は、規則第21条第3号で定める「事業について甚大な損害」につき、国税通則法基本通達第46条関係納税猶予の要件等第2項の猶予事業上の著しい損害11の2に準じ、猶予期間の始期の前日以

前1年間の損益計算において、調査期間の直前の1年間の税引前当期純利益の額の2分の1を超えて税引前当期純損失が生じていると認められる場合が同号の事由に該当し得ることとし、請求人が提出した青色決算申告書の内容から、請求人が同通達の定める場合に該当しないものと判断したことが認められる。

規則において「事業について甚大な損害」の具体的な基準は定められていない。そのような状況下において、処分庁が国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定めた国税通則法の規定にならい、納税の猶予の要件に関して「納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと」と規定する同法第46条第2項第4号の解釈通達である国税通則法基本通達第46条関係納税猶予の要件等第2項の猶予事業上の著しい損害11の2に準じて運用したことは、違法となるものではない。よって、請求人の主張は認められない。

- (3) なお、本件において、請求人が規則第21条第1号、第4号及び第5号の事由に該当しないことは明らかである。

規則第21条第6号は、第1号から第5号までのいずれかに該当する事実と類する事実が生じたことにより、延滞金の減免を行うことが適当であると認められる場合を減免事由として規定している。請求人が主張する事由の該当性は、規則第21条第2号及び第3号であるところ、処分庁においては、国税通則法基本通達に準じ、それを具体的な運用解釈として本件処分に至ったものと認められる。よって、本件において「類する事実」の発生を減免事由とする第6号の該当性を検討する余地は生じないこととなる。

3 換価の猶予の決定について

- (1) 請求人は、自身が決定を受けた換価の猶予につき、申請から処分までに相当の期間を要し、当該機関において延滞金が加算されたことは、違法かつ不当であると主張する。換価の猶予の処分は、本件処分とは関係がなく、かつ、

- 処分庁が本件処分とは異なるが、念のため請求人の主張について検討する。
- (2) 特別債権回収室（現特別債権回収課）は、平成27年5月7日、国民健康保険課から、請求人が滞納していた国民健康保険税（平成20年度分から平成26年度分まで）の徴収事務の移管を受けた。
 - (3) 請求人は、平成28年8月5日、法第15条の2第1項の規定に基づき、特別債権回収室に徴収猶予の申請書を提出した。
 - (4) 法第16条は、地方公共団体の長は、徴収の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならないこととしている。請求人が提出した上記(3)の申請書には、請求人が複数の土地を所有している旨の資料が添付されていたことから、特別債権回収室は、当該土地が同条の担保に該当するものであるかについて調査を開始した。
 - (5) 請求人が所有する土地の中には、遠方の県外の土地が含まれていたことから、特別債権回収室は、該当する自治体に当該土地に関する照会等を行ったところ、回答の受領及び実態の把握まで半年を要することとなった。
 - (6) その後においては、請求人が徴収猶予の申請を取り下げるとともに、特別債権回収室において、請求人は法第15条の5第1項第1号の要件に該当するものと判断し、平成29年3月28日に同条の職権による換価の猶予決定の処分を行ったことが認められる。
 - (7) 確かに、上記(2)から(6)までにおよそ8か月の期間が経過しているが、当該期間は、処分庁が関係法令の規定に基づいて適正に手続を進める間に経過したと認められるから、請求人における換価の猶予決定につき相当の期間を要したことは、違法又は不当とはいえない。
- 4 請求人の主張する「細々停止」と地方税滞納に係る延滞金減免の要件について
- (1) 請求人は、自身の状況が国税徴収法上のいわゆる「細々停止」の要件のいずれにも当てはまることから、滞納処分の停止が妥当であると主張するとと

もに、延滞金の支払いにおいても停止となることが相当であり、処分庁の判断は不当であると主張する。

(2) 請求人のいう「細々停止」は、法令上存在しない言葉であるが、その主張する内容から、国税徴収法第153条に規定する滞納処分の停止を指しているものと思われる。滞納処分の執行を停止し得る事実の要件は、同条第1項に規定されている。

(3) 国税徴収法は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定める法律であるから、同法の規定の対象は国税である。一方、本件処分は延滞金の減免を求める申請に対する処分であるところ、請求人が滞納していたのは、地方税の国民健康保険税である。そして、延滞金の減免の処分を行うに際し、処分庁は、規則第21条に規定するとおり、独自に処分基準を有している。したがって、請求人が「細々停止」に該当するか否かと、本件処分の適法性は関係がない。よって、請求人の主張には理由がない。

(4) その他、請求人は、処分庁に対し縷々不平を述べるが、いずれも本件処分の違法性を争う争点たり得ないことから言及しない。

5 上記以外にも、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

令和2年4月30日 諮問

令和2年7月6日 審査庁及び処分庁から意見聴取

令和2年8月3日 審査

令和2年10月21日 請求人等の意見陳述

令和2年12月25日 審査

令和3年3月22日 審査

令和3年4月21日 審査

令和3年4月26日 審理員に対する陳述の求め

令和3年4月30日 審理員の陳述
令和3年5月24日 審査
令和3年8月27日 審査
令和3年9月14日 審査
令和3年9月21日 請求人に対する陳述の求め
令和3年10月13日 上記求めに対する回答
令和3年11月22日 審査
令和3年12月17日 請求人に対する陳述の求め（2回目）
令和4年1月7日 上記求めに対する回答
令和4年2月21日 審査
令和4年4月28日 審査

第7 審査会の判断

- 1 請求人は、本件審査請求において本件処分を取り消しを求め、その理由として、請求人の家庭に関する事情及び請求人自身が営む個人タクシー事業に関する事情を主張する。

請求人が申請した延滞金減免の可否については、請求人が主張する請求人の家庭に関する事情が規則第21条第2号の規定する減免事由（納税者又は納税者と生計を一にする親族が、疾病にかかり、又は死亡したために多額の出費を要し、生活が困難であると認められる場合）に該当するかどうか問題となり、また、請求人が主張する請求人自身が営む個人タクシー事業に関する事情が規則第21条第3号の規定する減免事由（納税者又は特別徴収義務者がその事業について甚大な損害を受けた場合）に該当するかどうか問題となる。

- 2 請求人が主張する請求人の家庭に関する事情が規則第21条第2号の規定する減免事由は該当するかどうかについて、審理員意見書は、請求人が提出した資料によれば、請求人の長男は世帯主として練馬区に居住し、平成25年9月2日から生活保護を受給していることが認められ、かかる事実は、規則で定

める「納税者と生計を一にする親族」に請求人の長男が該当しないことを示すものであるから、請求人の主張は認められないと判断している。審理員意見書の当該判断は、請求人の長男が世帯主として練馬区に居住した平成25年9月2日から平成27年度までの国民健康保険税の課税期間については相当であり、誤りがあるとはいえない。

- 3 たゞし、平成20年度第4期から平成25年9月1日までの国民健康保険税の課税期間については、請求人の家庭に関する事情が規則第21条第2号の規定する減免事由に該当するかどうかは、必ずしも明らかではない。

このため、当審査会は、川口市情報公開・個人情報保護等審査会条例第7条第4項の規定に基づき、請求人及び同代理人に対し、平成20年度第4期から平成25年9月1日までの国民健康保険税課税期間において、納税者である請求人又は請求人と生計を一にする親族が、疾病にかかり、又は死亡したために多額の出費を要し、生活が困難であると認められる事情があったかどうかについて陳述を求めるとともに、陳述の内容を裏付ける資料がある場合は、その写しを添付することを求めた。

- 4 当審査会の求めに対し、請求人及び同代理人から、請求人と生計を一にする親族である長男が危険ドラッグ依存症となり、当該期間、請求人のタクシー営業が時短及び休業に追い込まれ、収入減になった旨及び同期間において、さまざまな要件で多額の出費を要し、収入減と多額の出費の両方で生活が困難になった旨（その内容を別紙により陳述している。）の陳述がなされた。

しかし、請求人及び同代理人から陳述の内容を裏付ける資料として提出されたのは、請求人に対する埼玉県立精神保健センター医療病院発行の平成25年8月16日付け納入通知書（請求書兼領収書）（金額10万3168円）及び川口市病院事業管理者に対する請求人の平成25年6月17日付け診療費等納入誓約書（債務承認書）（未納額37万6831円、履行金額合計10万円と記載されている。）だけであり、その余の資料は処分し、提出できない旨の

陳述があった。

- 5 以上の状況では、請求人から規則第21条第2号の規定する減免事由があることを裏付ける資料が提出されたということとはできず、請求人には、平成20年度第4期から平成25年9月1日までの国民健康保険税の課税期間についても、規則第21条第2号の規定する減免事由があると認めることはできない。
- 6 よって、請求人については、平成20年度第4期から平成27年度までの国民健康保険税課税期間において、規則第21条第2号の規定する減免事由に該当するとは認め難いものであり、この点に関する審理員意見書の判断は、結論において妥当である。
- 7 他方、請求人に規則第21条第3号の規定する減免事由（納税者又は特別徴収義務者がその事業について甚大な損害を受けた場合）があるかどうかについての審理員意見書の判断は相当であり、誤りがあるとはいえない。
- 8 請求人が主張するその他の事由についての審理員意見書の判断も相当であり、誤りがあるとはいえない。
- 9 結論

以上のとおり本件審査請求は理由がないと認められるので、審理員意見書のとおり棄却するのが妥当である。

令和4年4月28日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊